

台風の接近等の荒天に対する基本的な対応について

にしみたか学園三鷹市立第二中学校

本校では、台風の接近等が予想される場合などの荒天への対応について以下のガイドラインに基づいて判断しています。今年度についても、下記の判断基準を原則といたしますので、ご家庭のご理解とご協力をお願いします。

以下の判断基準は原則です。危険が予想される場合は、以下の基準にかかわらず保護者の判断で自宅待機をさせたり、遅らせたりしてください。その場合には、「欠席」や「遅刻」の扱いとはなりません。
登校を見合わせたり、遅延したりする場合は必ず学校に連絡ください。

I 登校の判断について

(1) 全校一斉の「臨時休業」

- 教育委員会が判断し、前日の14時30分頃に上記の決定について市のホームページに掲載します。
- 学校からは「文書」・「学校ホームページ」・「校支援」・「クラスルーム」のいずれかの方法を用いて保護者にお知らせします。

(2) 前日に「臨時休業」とならなかった場合の判断基準

○本校では、午前6時の気象情報に基づいて判断します。ご家庭でも以下を参考に判断ください。

「三鷹市」の気象情報	学校・家庭の対応	留意事項
午前6時00分の時点で 三鷹市に 「暴風特別警報」 「大雨特別警報」 のいずれか(または両方) が発表されている。	臨時休業	○「学校ホームページ」・「校支援」・「クラスルーム」のいずれかの方法を用いて保護者にお知らせします。
午前6時00分の時点で 「暴風警報」 が発表されている。	3校時から授業 (10時30分までに登校)	○状況により「臨時休業」とすることもあります。 ○「学校ホームページ」・「校支援」・「クラスルーム」のいずれかの方法を用いて保護者にお知らせします。
「暴風警報」を伴わない警報が発表されている。 (大雨警報、洪水警報等)	通常通りの登校	

◇ご注意いただきたいこと◇

- ・登校する際には、警報や注意報等の有無にかかわらず、強風で飛ばされた障害物に十分気を付け安全を最優先してください。
- ・強風により雨具が自動車にぶつかる事故も予想されます。歩行時には十分注意し、危険を感じる場合は、無理な登校を避けてください。

2 登校後の判断について

「三鷹市」の気象情報	学校・家庭の対応	留意事項
三鷹市に 「 <u>暴風特別警報</u> 」 「 <u>大雨特別警報</u> 」 「 <u>暴風警報</u> 」 のいずれか(またはすべて) が発表されている。	(特別警報発表中) 学校待機 及び (保護者引き取り)	○ 特別警報発表中は学校待機とします。 ○ 「文書」・「学校ホームページ」・「校支援」「クラスルーム」のいずれかの方法を用いて保護者にお知らせします。
午前10時30分時点で 「 <u>暴風特別警報</u> 」 「 <u>大雨特別警報</u> 」 のいずれか(または両方) が発表される恐れがある。	食後下校	○ 「学校ホームページ」・「校支援」「クラスルーム」のいずれかの方法を用いて保護者にお知らせします。 ○ 道路状況や気象情報により下校時間の繰り上げ等の措置をとることがあります。

3 その他の措置

- (1) 在校時「警戒レベル3」以上が発令された場合 → 保護者引き取り
 (2) 下校時「警戒レベル3」以上が発令予想される場合 → 給食後に下校
 (3) 登下校時に局所的大雨(ゲリラ豪雨)が発生又は発生が予想される場合 → 登下校を遅らせる。

* 「学校ホームページ」・「校支援」「クラスルーム」のいずれかの方法を用いて保護者にお知らせします。
 * テレビの天気予報、気象庁のホームページ等で最新の気象情報を確認してください。

気象庁 気象警報・注意報(三鷹市) <http://www.jma.go.jp/jp/warn/1320400.html>
 気象庁 高解像度ナウキャスト <http://www.jma.go.jp/jp/highresorad/>
 東京アメッシュ <http://tokyo-ame.jwa.or.jp/>

大規模地震が発生した場合の対応について

大規模地震特別措置法に基づく、警戒宣言が発令された場合や震度5弱以上の規模の地震が発生した場合の対応は、原則として次のとおりとします。

1 登校前の対応

- ◆ 児童・生徒は、学校から連絡があるまでの間、「**自宅待機**」とします。
- ◆ 学校は、市の災害対策本部又は教育委員会からの指示に基づき、「**臨時休校**」又は「**自宅待機の解除**」を決定します。
- ◆ 学校は、「**臨時休校**」又は「**自宅待機の解除**」の決定をしたときは、「学校ホームページ」・「校支援」「クラスルーム」のいずれかの方法を用いて保護者にお知らせします。

2 在校中の対応

- ◆ 学校は、直ちに**教育活動を中断**し、児童・生徒の安全確保を徹底するとともに、保護者への引き渡し等により帰宅させる準備を行います。
- ◆ 学校は、「学校ホームページ」・「校支援」「クラスルーム」のいずれかの方法を用いて保護者にお知らせします。
- ◆ 児童・生徒の帰宅方法は、原則として保護者の来校による**引き取り**とします。
- ◆ 保護者の引き取りまでに時間を要するなど帰宅が困難な児童・生徒については、学校において、飲食、防寒等の必要な対応をとります。

3 登校・下校途中の対応

- ◆ 学校は、通学路等を巡回し、児童・生徒の安全確保にあたり、学校に誘導します。(下校中の児童・生徒は、学校に戻します。)
- ◆ 児童・生徒が学校に到着した後の対応は、在校中に準じます。
- ◆ 児童・生徒が帰宅していた場合は、安全な状況であるか確認に努めます。